

医療法人財団ひこばえ会 セツルメント診療所分院

足立区東和 4-24-16 03-5613-5701

所長 植益 不二男

事業所番号 : 1372107100
 サービス種類 : 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
 施設等の区分 : 診療所型
 人員配置区分 : I型（療養機能強化型A）

サービスコード	算定項目	単位数・他
263115	予診療所短期 I v 1	要支援1 596単位
263125	予診療所短期 I v 2	要支援2 747単位
233291	診療所短期 I v 1	要介護1 809単位（1日につき）
233292	診療所短期 I v 2	要介護2 860単位（1日につき）
233293	診療所短期 I v 3	要介護3 911単位（1日につき）
233294	診療所短期 I v 4	要介護4 961単位（1日につき）
233295	診療所短期 I v 5	要介護5 1012単位（1日につき）

加算

サービスコード	算定項目	単位数・数
233702	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6単位（1日につき）
233920	診療所短期送迎加算	184単位（1日につき）
233775	診療所短期療養食加算	8単位（1食につき）
233751 *1	緊急短期入所受入加算	90単位（1日につき）

*1 利用者の状態や家族の事情等により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行っていること。開始した日から起算して7日を限度として加算される。

（緊急短期入所受け入れ加算は単位数から引かれませんが）

特定療養費に係る指導管理等

（サービス提供票には反映されませんが。ご利用者様へ1割をご請求いたします。）

識別番号	特定療養費の内容	単位数・他
11	医学情報提供（Ⅰ） 診療所－診療所	220単位
12	医学情報提供（Ⅱ） 病院－診療所	290単位
33	認知症老人入院精神療法	330単位（1週間につき）
34	褥瘡対策指導管理	6単位（1日につき）
01	感染対策指導管理	6単位（1日につき）
35 *2	重度療養管理加算	123単位（1日につき）

* 2 要介護4・5に該当するものに限り、別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの

（例 常時頻回の喀痰吸引を実施している・中心静脈注射を実施している・胃ろうなどの経腸栄養・褥瘡に対する治療をしている・気管切開が行われている状態のご利用者様）